

# 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人熊本大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及び概要


私ども監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。また、法人の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 個々の法人業務に関し、法令等に従って適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人業務の適性を確保するための体制の整備（業務方法書の変更等）及び運用がなされていることを認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、国立大学法人熊本大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。

平成27年6月10日

国立大学法人熊本大学

監事 三浦 昭   
監事 立石 和裕 